

(様式 2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票 (案)

		課等名 下水道整備課	No. 3
許認可等の内容		公共下水道管理者以外の者の行う工事への承認	
根拠法令及び条項		下水道法第 16 条	
審 査 基 準	関係条項	小田原市下水道条例施行規則第 17 条 下水道整備課マニュアル	
	基準 (未設定の場合はその理由)	別添の小田原市公共下水道施設設置基準による。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 10 年 1 月 1 日設定 (平成 30 年 4 月 1 日最終変更)	
標 準 間 処 理 期	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 15 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 10 年 1 月 1 日設定 (平成 28 年 10 月 1 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	
------------------	--------	--